

# 超常多成報

立区 〒120 足立区千住一丁目4−18 ☎ (882) 1111 編集/保険児童部国民年金記

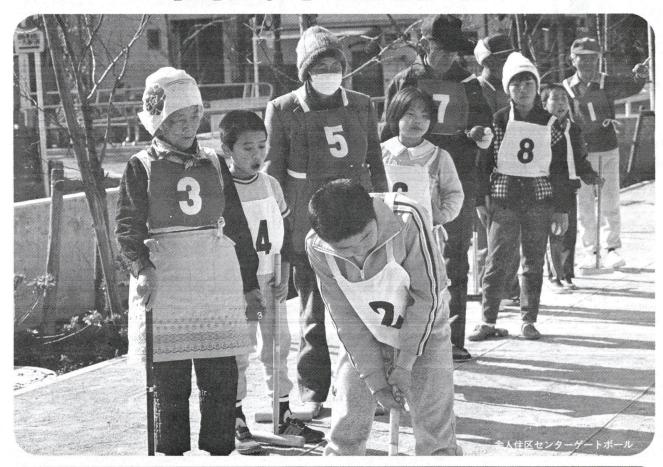
足立区の 昭和61年3月1日現在

人 口 630,648人

拠出年金被保険者数 131,811人拠出年金受給権者数 32,137人福祉年金受給権者数 10,156人

東京都足立区役所

# 国民年金特集



# サラリーマンやその奥さんは4月からこのように変わります

いままでの国民年金は、農業・商業などの自営業の人などが加入することとなっています。また、民間企業・官公庁に勤めるサラリーマンは厚生年金・船員保険・共済年金に加入し、その奥さんは国民年金に希望により任意加入となっています。

昭和61年4月からの新国民年金では、これらの人すべてに基礎年金を支給する制度に改められ、サラリーマンやその奥さん(夫から扶養)もすべて国民年金に加入しなければなりません。

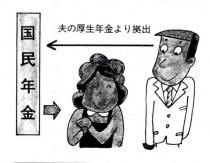
# 届出が必要です (サラリーマンの奥さん)

## 手 続

◎職場で各公的年金に加入している人は改めて手続きは必要ありません。(第2号被保険者)

◎夫が各公的年金の加入者でその夫から扶養されて いる妻(第3号被保険者)

区役所に届け出て確認を受けてください。この手 続きを忘れますと納めないでよいのに保険料を納め ていただくことになったり、将来年金を受けられな くなったりします。



# 届出方法

**厚生年金・船員保険に加入している人の奥さん** ◎届出用紙は直接郵送されません。該当する人は国 民年金課及び各区民事務所で受取ってください。

◎窓口備え付けの「国民年金被保険者資格取得・種 別変更・種別確認(第3号被保険者該当)届書」 に所要事項を記入し、夫の勤務先で確認(押印) を受けたうえ、提出してください。(郵送でもかま いません。)

◎確認を受けられないときは、次の書類を持参して ください。夫の厚生年金手帳、健康保険証、本人 の国民年金手帳、印かん

#### 共済組合に加入している人の奥さん

各共済組合から組合員へ該当届書が配付されます ので、所要事項に記入のうえ住所地の国民年金課へ 提出してきださい。

なお、夫の勤務先が届書のとりまとめを行うところは、直接、共済組合へ提出してください。

夫が第4種被保険者に加入している人の奥さんも 4月1日以降手続きしていただきますが、届出方 法がちがいますのでお問い合せください。

### このような人は気をつけて

現在、国民年金に任意加入中で第3号被保険者に 該当する方で現況届を出していない人

- ◎必ず届出をし、4月分以降の保険料を納めないでください。
- ◎口座振替をしている人は、5月以降、口座の解約をしてください。
- ◎口座振替で前納している人は、至急に口座の解約をしてください。解約をしないと4月15日に1年分の保険料が口座から引き落されてしまいます。

# こんなときは忘れずに届出を

第3号被保険者として届出をしていただいた後 ○夫から扶養されなくなったとき(あなた自身の収入を得ることとなったとき、離婚したとき)

- ○夫が退職したとき
- ○夫が転職により加入年金制度が変わったとき

#### サラリーマンの奥さんも全員加入

**Q** 国民年金に加入する人の範囲が変わると聞きましたが、どうなるのですか。

▲ 国民年金の適用の範囲が拡大され、新たに厚生年金保険等の被保険者とその配偶者が強制加入となります。
さらに、60歳以上65歳未満の者、海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国民についても任意加入できることになります。

#### 被保険者の範囲は次のとおりです

第1号被保険者――農業・自営業者など日本国内に住所のある 20歳以上60歳未満の人

第2号被保険者――厚生年金保険・船員保険・共済組合の加入者 第3号被保険者――厚生年金・船員・共済の各保険加入者の被扶 養配偶者で20歳以上60歳未満の人

#### 希望すれば加入できる人

(1)日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人であって学生または被用者年金制度の老齢(退職)年金を受けている人(2)日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人(3)日本国内に住所のない20歳以上65歳未満の日本国民



## 妻も自分名儀の年金を

 サラリーマンの妻であれば、個別に保険料を納めなくて も年金がもらえるようになると聞きましたが、本当ですか。

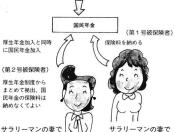
▲ 厚生年金保険の被保険者により生計を維持されている者 は、第3号被保険者とされ、その人についての負担は、厚 生年金保険制度から国民年金制度にまとめて拠出されるため、 側々の人が保険料を納付する必要はなくなります。

#### 夫が厚生年金加入、妻は家事に専念



(第3号被保険者) 夫の厚生年金制度か

夫の厚生年金制度からまとめて拠出、市 町村に届出をすれば、 保険料を納めなくて よい



自営業を営む



#### 65歳までなら加入OK

#### **Q** 60歳から任意加入できると聞きましたが?

▲ 国民年金の加入は、60歳になるまでとなっていますが、 新制度では自営業の人などは、65歳になるまで任意加入 できることになります。

60歳までの資格期間がわずかに足りないため、老齢基礎年金 が受けられない方は、この任意加入により資格が得られます。 また、途中に保険質の積め忘れや滞粉があったときは、老齢 基礎年金の額が減らされることになっていますので、満額の年 金に近ずけるためにも、ぜひ任意加入をおすすめいたします。

#### 例:昭和10年4月1日生まれの人

Г				70.4.1 75.4
	10年	8年	15年	5年
_	納付	未納	納付	60歳 ↑ 65歳

●任意加入しなかったとき

622,800円×300月 = 471,800円(月額39,316円)

● 5 年間任意加入したとき

622,800円 $\times \frac{360 \text{ 月}}{396 \text{ 月}} = 566,200$ 円(月額47,183円)

60歳以上、65歳未満



#### Q 昭和19年10月2日生まれで、○L期間が6年あるサラリ ーマンの妻で今まで国民年金に任意加入していなかった 人の年金額はどうなりますか。又任意加入していた人の年金

サラリーウーマン

額はいくらですか。

昭和61年4月からは新国民年金制度では20歳以上60歳未 瀬のサラリーマンの妻は強制加入となります。 宅齢基礎年 金の受給要件は、原則として保険料約付済即間等を合算して25年 以上(昭和5年4月1日まで生まれた人については年齢に応じ

で短縮されます)あることが必要とされています。 昭和36年4月以降の厚生年金保険の加入期間は、国民年金の保 険料約付期間として扱われます。したがって、この奥さんは国民 年金に24年6ヵ月加入したものとして年金額は計算されることに なります。(サラリーマンの奥さんとしての「カラ期間」が15年6ヵ 月ありますかる交給資格期間の3年は満たしています)

20歳	結婚 退職	S.6	51. 4	60#
厚生 <sup>2</sup> 保険力		未 加 入	新国民年金加入	-

622,800円× $\frac{72月+222月}{480$ 月=381,500円+97,136円(振替加算) =478,636円(月額39,886円)

また、同じ例で新国民年金制度実施前に10年間国民年金に任意 加入していた場合

酸	結婚 退期		S.61.4		60#	
厚生:保険:		未加入	任意加入	新国民年	金加入	

#### 622,800円× $\frac{72月+120月+22}{480}$ 月=537,200円+97,136円 (振替加算) =634,336円(月額52,861円)

なお、厚生年金保険に加入し:6年間については、60歳から老 齢厚生年金の特別支給が行われ 65歳から老齢基礎年金に加えて 6年分の老齢厚生年金が受けら。ます。

\*振替加算は、サラリーマン(厚生 年金保険等の加入期間が20年以上 必要)の妻に65歳から加算されます。



#### 65歳を迎えたら

私は自営業者で国民年金の保険料を最初から納めていますが、老齢基礎年金はいくらもらえますか。

▲ 老齢基礎年金は大正15年4月2日以降に生まれた人なら ば、55歳で受ける場合は生年月日に係わりなく、加入可 能の全期間保険料を納めると年額622,800円が受けられます。そ れ以前に生まれた人は今までどうり変りありません。

#### 老齡基礎年金額計算式

622,800円× (保険料納) + (保険料) ×1/3 (加入可能年数)×12月

〈例〉

1. 昭和5年4月2日生まれで、国民年金に昭和36年4月から 60歳になるまでの全期間、29年間(348月)納めた場合。

622,800円×<u>納付348月</u> 29年×12月=622,800円(月額51,900円)

2. 昭和5年4月2日生まれで国民年金に29年間加入し、10年 間保険料を納め、15年間保険料免除期間があり、4年間保険 料未納の期間がある場合。

622,800円×納付120月+免除180月×1/3

=322,100円(月額26,841円)

# 年 保険料納付



#### 老齢基礎年金 支給の繰下げ・繰上げ <

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、希望すれば60歳 以上65歳未満の間に総上げて支給を受けることができます。又、 65歳からの支給開始を延ばして、66歳以後の希望するときから 支給を受けることもできます。66歳以後の支給開始を希望する ときはその年齢に遠したら申し出て下さい。

#### ●繰上げ

支給開始年齡	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
減額支給割合	58%	65%	72%	80%	89%

#### ●繰下げ

支給開始年齡	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
割增支給割合	112%	126%	143%	164%	188%

支給の繰上げを受けていた人が厚生年金保険の被保険者になると年金の支給が停止されます。又、支給の繰上げを受けた後で65歳前に障害者となっても障害基礎年金は支給されません。

#### 障害者になったとき

#### 障害基礎年金はどのようなときに受けられますか。

A 障害基礎年金を受けられるのは、国民年金に加入中に一定 以上の障害者になったときと、20歳前から障害のある方が 20歳に違したときから受けられる、2 つの場合があります。

1. 国民年金加入中に障害者になったとき

その障害の原因となった傷病についての初診日の前に保険料納 付済か免除期間が加入期間の3分の2以上であることが必要で す。昭和71年4月1日までは初診日の前々月まで1年間保険料の 未納がなければ対像となります。

2.20歳前からの障害のある方が20歳に達したとき。

20歳前に初診日のある人が20歳に達したとき。この場合、受給 している人の所得による制限と公的年金受給による制限がありま

障害基礎年金の額

1級 年額778,500円 2級 年額622,800円

この年金の受給者により生計を維持されている18歳未満の子 (20歳未満の障害のある子)があるときは子の加算がつきます。

2人目まで1人につき年186,800円

3 人目から 1 人につき年62,300円



#### 働き手を亡くした母子・遺児には

## Q 遺族基礎年金はどのようなときに受けられますか。

A 遺族基礎年金は夫又は父の死亡当時その人によって生計を 維持されていた妻で18歳未満の子 (20歳未満の障害のある 子) のある人と、18歳未満の子に支給されます。

年金受給の条件は死亡した夫又は父の保険料納付済期間(免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上であることか、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていることが必要です。昭和71年4月1日までは死亡した月の前々月まで1年間保険料の未納がなければ対象となります。

#### 遺族基礎年金の額

要が受けるとき 子が受けるとき 子が 1 人年額 809,600円 1 人年額 622,800円 2 人 n 996,400円 2 人 n 809,600円 3 人 n 1,058,700円 3 人 n 871,900円 遺族基礎年金は子が満18歳に達した月まで支給されます。



# 自営業者等の独自の給付

付加年金 付加保険料を納めることができるのは1号被保険者(自営業者等) だけになりました。

付加年金 200円×付加保険料納付月数が老齢基礎年金に加算されます。

寡婦年金 夫が25年以上保険料を納付(免除)して、年金を受けずに死亡したとき。

妻に夫の年金額の4分の3の寡婦年金が60歳から65歳になるまでの間支給されます。

死亡一時金 3年以上保険料を納付して老齢、障害基礎年金を受けずに死亡し、 遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

死亡一時金 100,000円~200,000円

付加保険料を3年以上納めた人は8,500円が加算されます。

# 「任意加入者は65歳喪失になりましたのでご注意を /

新国民年金法では任意加入できる人は①老齢・退職年金受給者②学生(昼間大学生)③60歳以上65歳までの希望者④在外邦人の人だけです。

昭和61年4月以降、これらの①~④の方は国民年金の加入期間は現行の60歳から65歳に延長されることとなりましたので、本人からの申出がない限り65歳まで引き続き加入することとなります。したがって、65歳前に国民年金をやめたい方は区役所に申出てください。

今、国民年金に任意加入している方で保険料をすべての期間納めている方(生年月日により下表の加入可能年数の期間保険料を納めている方)は60歳になったら必ずご相談においでください。

生 年 月 日	加入可能年数	最低必要年数
大正15年4月2日~昭和2年4月1日	25年	21年
昭和2年4月2日~昭和3年4月1日	26年	22年
昭和3年4月2日~昭和4年4月1日	27年	23年
昭和4年4月2日~昭和5年4月1日	28年	24年
昭和5年4月2日~昭和6年4月1日	29年	25年
昭和6年4月2日~昭和7年4月1日	30年	11
昭和7年4月2日~昭和8年4月1日	31年	"
昭和8年4月2日~昭和9年4月1日	32年	11
昭和9年4月2日~昭和10年4月1日	33年	11
昭和10年4月2日~昭和11年4月1日	34年	11
昭和11年4月2日~昭和12年4月1日	35年	11
昭和12年4月2日~昭和13年4月1日	36年	11
昭和13年4月2日~昭和14年4月1日	37年	11
昭和14年4月2日~昭和15年4月1日	38年	"
昭和15年4月2日~昭和16年4月1日	39年	"
昭和16年4月2日以後	40年	"

# 厚生年金のことは 足立社会保険事務所

所 在 地 〒120 足立区綾瀬 2 丁目17番9号 電話 (604) 0111 社会保険事務所では、厚生年金及び国民年金について社会保険庁とのオンラ インシステムにより個別・具体的な年金相談に応じています。

#### 相談内容

○45歳以上の方の厚生年金保険の加入期間および年金見込額

○現在年金を受けている方の記録および支払額

相談時間 午前9時15分~午後4時30分(土曜日は11:30まで)

土曜日は待ち時間が長くなりますので、なるべく平日をご利用く ださい。

相談は、ご本人が直接年金手帳や年金証書を持って、社会保険事務所へおい でください。しかし、やむを得ない事情により代理の方がおいでになるとき は、本人の署名押印入りの依頼状をお持ちください。



# 金組談

# 一人で悩むよりお気軽に

毎月第1水曜日

時 間 午前10時~午後3時30分

場 所 中央本町庁舎国民年金課(2階)

# 国民年金の保険料は次のように決まりました

昭和61年 4 月分~昭和62年 3 月分 月額7,100円 昭和62年 4 月分~昭和63年 3 月分 月額7,400円

前納(年払い)すると保険料の割引きがあります。

保険料は忘れずに納めましょう。

# 加算対象者現況届はお済みですか

#### 障害基礎年金

現在、障害年金、障害福祉年金を受給中の方で、お子さん(昭和43年4月2日 以降に生まれた子又は昭和41年4月2日以降に生まれた障害のある子)を扶養し ているときは子の数に応じて加算がつきます。

まだ届け出の済んでいない人は、年金証書、世帯全員の住民票、印かんを持って、区役所の国民年金課へ届けて下さい。

# 追納制度をご存知ですか

国民年金保険料の免除期間追納について

過去に免除期間のある人は、その期間が10年以内であれば保険料を追納することができます。

昭和61年3月分以前の免除期間については、その当時の保険料額で納められます。

しかし、昭和61年4月分以後の免除期間の追納については、その当時の保険料 額に政令で定めた額が加算されます。

 S61.4

 S61.3月分以前の免除

 当時の保険料

 当時の保険料+政令で定めた額

なお、前回特集号の追納について一部不明瞭な点があったことをお託びいたします。

# 国民年金についてのお問い合わせは

昭和61年4月5日までは

足立区役所 保険児童部国民年金課 (882) 1 1 1 1

加入手続……………適用係内線 385~388 保険料の納付相談…………検認係内線 396~399 保険料の免除申請・口座振替……記録係内線 394~395 年金請求の手続…………給付係内線 392~393

4月7日

足立区役所 区民部国民年金課 中央本町一丁目17番1号



加入手続……適用係 保険料の免除申請・ 口座振替

(880)5151

年金請求の手続・・・・・・・・・給付係保険料の納付相談・・・・・・・・・・・検認係

(880)5161

